

利根町温室効果ガス排出抑制実行計画

(第5期)

(利根町役場エコ・オフィスプラン)



令和4年6月改定

利 根 町

目 次

第1章 計画策定の基本事項	1
1 実行計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象範囲，施設の範囲	2
4 基準年の設定等	2
5 対象とする温室効果ガス	2
第2章 前計画における温室効果ガスの排出状況	4
1 温室効果ガスを排出している活動	4
2 温室効果ガスの排出量	4
3 前計画の実施状況	5
第3章 計画の目標	7
1 温室効果ガス排出量の削減目標	7
2 算定対象とする温室効果ガス及び活動	7
3 温室効果ガス排出量の算定	8
第4章 計画の具体的な取り組み	10
第5章 推進と点検・評価	14
1 推進・点検体制	14
2 職員研修の推進	15
3 計画の点検・評価の方法	15

第1章 計画策定の基本事項

1 実行計画の目的

地球温暖化は、人間の生活や事業活動に伴い発生する温室効果ガスの濃度が大気中で増加することで、地球全体の平均気温が上昇する現象です。地球規模で気温が上昇すると海水の膨張や氷河などの融解により、海面の上昇や気候変動により異常気象が頻発する恐れがあり、生態系や生活環境など様々な影響が懸念されます。

2005年(H17)の「京都議定書」の発効により、日本は、第一約束期間の間に温室効果ガスを基準年【1990年】(H2)比で6%の削減を目標に対策を進めてきました。また、国連気候変動枠組条約21回締約国会議(COP21)においては、今世紀後半までの地球の温度上昇を産業革命前比で1.5度未満に抑えることを目指す「パリ協定」が採択され、わが国では2015年(H27)7月に「2013年度(H25)比で2030年度(R12)までに26%温室効果ガスを削減する「地球温暖化対策計画」が閣議決定、2021年(R3)脱炭素社会に向けて2050年(R32)までに二酸化炭素を排出実質ゼロにすることを目指すカーボンニュートラルを表明、新たな削減目標で2030年(R12)の排出量を2013年度(H25)と比べて46%削減を目指すこと、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることを閣議決定されました。

本町においては、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「法律」という。）第21条の規定に基づき、町役場の事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組むため、「利根町温室効果ガス排出抑制実行計画（第1期）」を平成14年度に策定し、5年毎に2期から4期へと改定を行い率先して地球温暖化対策に取り組んできました。

本計画は、本町の事務事業に関して取り組むべき事務・事業を整理し、実践することで地球温暖化対策の更なる推進を図るものです。

事業者・消費者として、率先した行動を示すことにより、町民や事業者等の自主的な取り組みを促進し、地域環境の保全や温室効果ガス排出の抑制を図ることを目的とします。

2 計画の位置付け

本計画は、法律第21条の規定に基づき、都道府県及び市町村が定める地方公共団体実行計画の事務事業編として策定するもので、利根町温室効果ガス排出抑制実行計画（第5期）とします。

また、第5次利根町総合振興計画との整合を図りつつ、温室効果ガスの削減に向けた具体的な施策を盛り込むこととします。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

（2～12 省略）

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画の対象範囲、施設の範囲、

本計画の対象範囲は、「地方公共団体の事務及び事業」であり、その範囲は、地方自治法に定められた行政事務すべてが対象となります。地球温暖化対策に関する基本方針において、「地方公共団体の事務及び事業には、庁舎におけるもののみならず、廃棄物処理、水道、下水道、公営交通、公立学校、公立病院等も含まれる」とされており出先機関を含めた、すべての組織や施設が対象となります。また、外部への委託等により実施するもので、温室効果ガスの排出の抑制等の措置が可能なものについては、本計画の趣旨や取組内容を通知し協力を求めることとします。

4 基準年の設定等について

本計画の期間は5年間とし、第1期から第4期の温室効果ガスの総排出量の目標を定める上での基準年は、計画の前々年度の総排出量を基準に削減目標を定めていたが、第5期においては、2021年(R3)脱炭素社会に向けて2050年(R32)までに二酸化炭素を排出実質ゼロにすることを目指すカーボンニュートラルを表明、新たな削減目標で2030年(R12)の排出量を2013年度(H25)と比べて46%削減を目指すこと、更に50%の高みに向けて挑戦を続けることを閣議決定したことに伴い、本計画においても国の方針に近い目標を定めるものとします。

本計画の期間は、2022年度(R4)から2026年度(R8)の5年間とします。

5 対象とする温室効果ガス

本計画で削減目標として設定する温室効果ガスは、「二酸化炭素（CO₂）」、「メタン（CH₄）」、「一酸化二窒素（N₂O）」、「ハイドロフルオロカーボン（HFC）」の4種類とします。

なお、「パーフルオロカーボン（PFC）」、「六フッ化硫黄（SF₆）」、「三フッ化質素」については、本町の事務・事業からの排出が想定されにくいことから対象外とし

ます。

※ 法律では、温室効果ガスの種類として二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の七種類のガスです。このうち、事務事業編で「温室効果ガス総排出量」の算定対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第3条第1項に基づき、三フッ化窒素（NF₃）を除く6種類のガスとなっています。

【参考】 温室効果ガスの種類(地球温暖化対策の推進に関する法律 第2条第3項)

ガス種類	人為的発生源
二酸化炭素（CO ₂ ）	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、6種類の温室効果ガスの中では温暖化への影響が最も大きい。
メタン（CH ₄ ）	稲作、家畜の腸内発酵や自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出されます。
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もあります。
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒などに使用され廃棄時に排出されます。
パーフルオロカーボン（PFC）	半導体の製造・溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出されます。
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	変圧設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用され、製品の製造・使用・廃棄時に排出されます。
三フッ化窒素（NF ₃ ）	半導体製品でのドライエッチングやCVD装置のクリーニングにおいて用いられます。

第2章 前計画における温室効果ガスの排出状況

1 温室効果ガスを排出している活動

本計画の範囲における町役場の事務・事業によって排出される温室効果ガスについて、基準となる温室効果ガス排出量の算定対象とした活動は下記のとおりです。

算定対象とした温室効果ガス及び活動

温室効果ガス	算定対象とした活動
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用 (ガソリン, 軽油, 灯油, LPG)
	電気の使用
メタン (CH ₄)	公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行

2 温室効果ガスの排出量

本計画の範囲における町役場の事務・事業によって排出される温室効果ガスについて、基準となる2015年度 (H27) の温室効果ガス排出量は下記のとおりです。

事務・事業における温室効果ガス排出量【2015年度】(H27) (単位: t-CO₂)

排出要因			CO ₂ 換算排出量	排出割合
二酸化炭素	燃料の使用	ガソリン	60	99.7%
		軽油	9	
		灯油	102	
		LPG	36	
	電気の使用	582		
メタン			0.10	0.0%
一酸化二窒素			3	0.3%
合計			792	100.0%

※ 四捨五入等の端数処理のため、個々の数値の合計が全体の値と一致しない場合があります。

3 前計画の実施状況

2015年度（H27）を基準年度として削減目標を設定し、電気、ガソリン等の使用量の削減及び温室効果ガス排出量の削減に取り組みました。（削減目標：5年間で4％）

（1）個別の取り組み

ア）電気使用量

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
電気(kWh)	1,509,268	1,648,386	1,614,981	1,579,159	1,604,568
基準年比(%)	—	9.2	7.0	4.6	6.3

イ）ガソリン使用量

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
ガソリン(ℓ)	25,915	26,077	30,189	30,472	22,508
基準年比(%)	—	0.6	16.5	17.6	△13.1

ウ）ガソリン以外の燃料使用量(軽油・灯油)

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
軽油(ℓ)	3,381	3,454	3,506	3,576	2,860
灯油(ℓ)	41,142	31,453	26,796	28,126	17,848
基準年比(%)	—	△21.5	△32.0	△28.8	△53.4

エ）ガソリン以外の燃料使用量(LPG)

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
LPG(m ³)	11,892	11,361	11,767	11,193	10,670
基準年比(%)	—	△4.4	△1.0	△5.8	△10.2

オ）公用車走行距離

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
ガソリン(km)	310,824	310,963	359,643	340,176	259,749
軽油(km)	24,908	24,501	27,096	28,845	19,520
基準年比(%)	—	△0.07	15.1	9.9	△16.8

オ) 水使用量

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
水道 (m ³)	26,330	26,871	27,438	24,316	19,353
基準年比 (%)	—	2.0	4.2	△7.6	△26.5

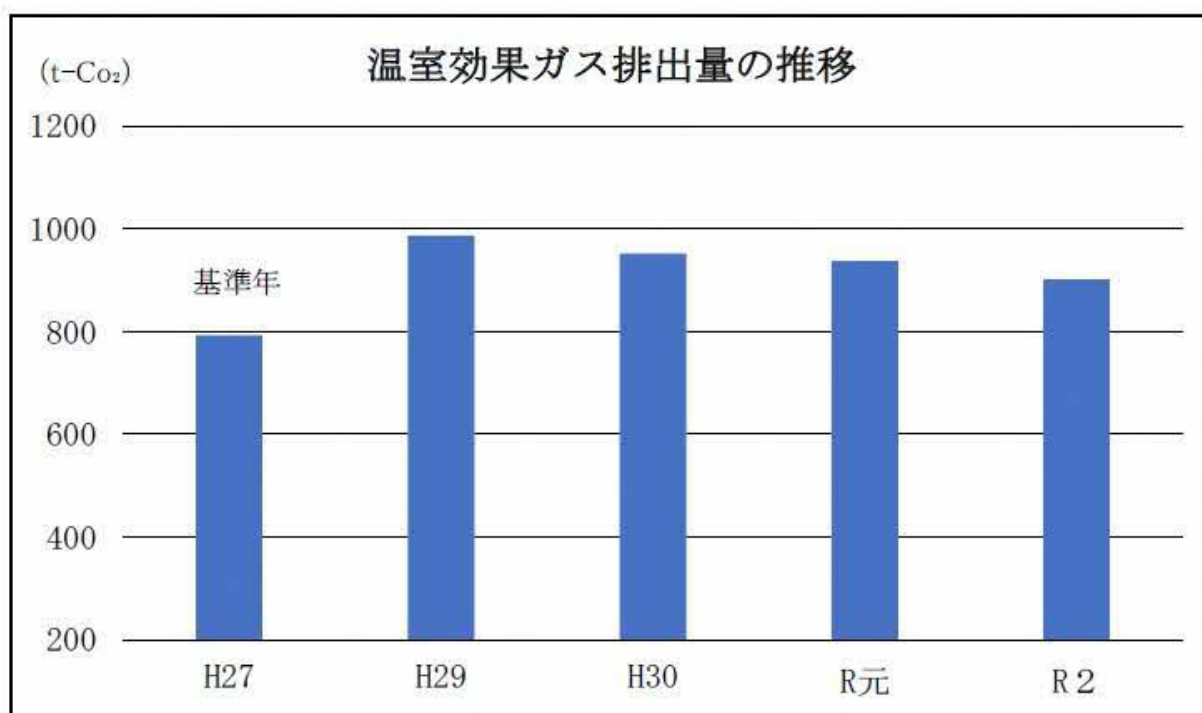
カ) コピー用紙購入量

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
購入量 (枚)	2,744,000	2,990,000	2,977,500	3,202,500	3,237,500
基準年比 (%)	—	8.9	8.5	16.7	18.0

(2) 温室効果ガスの総排出量

町役場の事務・事業に伴い排出された温室効果ガス総排出量

	2015年度(H27) (基準年)	2017年度(H29)	2018年度(H30)	2019年度(R元)	2020年度(R2)
温室効果ガス 総排出量	792 t-CO ₂	986 t-CO ₂	952 t-CO ₂	937 t-CO ₂	901 t-CO ₂
基準年比 (%)	—	24.5	20.2	18.3	13.7



第3章 計画の目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量の削減に向けた目標を設定し、進捗状況を客観的に点検・分析することにより、本計画の着実な推進を図ります。

また、数値目標について、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）では、年平均1%以上のエネルギーの使用を削減するよう求められています。国では2030年度(R12)までに26%削減目標を立てていたが、昨年、脱炭素社会に向けて2050(R32)年二酸化炭素実質排出量ゼロ方針により、新たな削減目標である2030年(R12)の排出量を46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦することの閣議決定を受けて、本計画においても2013年度(H25)と比べて46%削減目標を以下のとおり定めます。

2030年度(R12)までに46%削減をめざし、年5.1%削減します。

計画期間：2022年度(R4)から2026年度(R8)中においては、25.5%削減します。

(単位：t-CO₂)₂

	2013年度 (H25) (基準年)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)
温室効果ガス 総排出量	1,059	1,005	951	897	843	789

2013年度(H25) 実績値	25.5%削減	2026年度(R8) 目標値
1,059 t-CO ₂	⇒	789 t-CO ₂

2 算定対象とする温室効果ガス及び活動

本計画の範囲における町役場の事務事業によって排出される温室効果ガスについて、基準となる温室効果ガス排出量の算定対象は下記のとおりです。

算定対象とする温室効果ガス及び活動

温室効果ガス	算定対象とした活動
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料使用 (ガソリン, 軽油, 灯油, LPG)
	電気の使用
メタン (CH ₄)	公用車の走行
一酸化二窒素 (N ₂ O)	公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	公用車の保有台数
その他	水の使用量, コピー用紙購入量

3 温室効果ガス排出量の算定

事務・事業に伴い排出される温室効果ガス排出量の算定方法は、環境省「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」に基づき次のとおり算出しました。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

1) 各種燃料の二酸化炭素排出係数

活動要因	排出係数	単位
ガソリン	2.32	Kg-CO ₂ /L
灯油	2.49	Kg-CO ₂ /L
軽油	2.58	Kg-CO ₂ /L
LPG	3.00	Kg-CO ₂ /kg
電気	0.447	Kg-CO ₂ /kWh

出典：「環境省 温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」

2) 自動車の走行に伴うメタン排出係数

活動要因	排出係数	単位
ガソリン・LPGを燃料とする普通・小型乗用車	0.000010	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする軽乗用車	0.000010	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000035	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000015	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする軽貨物車	0.000011	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする特殊用途車	0.000035	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする普通・小型乗用車	0.000020	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000015	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする小型貨物車	0.000076	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする特殊用途車	0.000013	Kg-N ₂ O/km

出典：「環境省 温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」

3) 自動車の走行に伴う一酸化二窒素の排出係数

活動要因	排出係数	単位
ガソリン・LPGを燃料とする普通・小型乗用車	0.000029	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする軽乗用車	0.000022	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする普通貨物車	0.000039	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする小型貨物車	0.000026	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする軽貨物車	0.000022	Kg-N ₂ O/km
ガソリンを燃料とする特殊用途車	0.000035	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする普通・小型乗用車	0.000007	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする普通貨物車	0.000014	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする小型貨物車	0.000009	Kg-N ₂ O/km
軽油を燃料とする特殊用途車	0.000025	Kg-N ₂ O/km

出典：「環境省 温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」

4) カーエアコンを使用する際に、1台当たり1年間に排出（漏出）されるハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出係数は、0.010kg-HFC/台・年とします。（出典「環境省 温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」）

5) 温室効果ガスごとの地球温暖化係数

ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素（CO ₂ ）	1
メタン（CH ₄ ）	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	298
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	1,430
パーフルオロカーボン（PFC）	7,390
六フッ化硫黄（SF ₆ ）	22,800

（出典「環境省 温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」）

第4章 計画の具体的な取り組み

事業者・消費者として、町役場で行う事務・事業に伴う温室効果ガス抑制及び地域環境の保全に向けて率先して取り組みます。

1) 第3章で削減目標に対する活動別削減取組目標は、以下のとおり定めます。

事務・事業における温室効果ガス排出量（2013年度（H25） 基準年）

（単位：t-CO₂）

排出要因			CO ₂ 換算排出量
二酸化炭素	燃料の使用	ガソリン	46
		軽油	33
		灯油	109
		LPG	34
	電気の使用		833
メタン			0.93
一酸化二窒素			3
合計			1,059

※ 四捨五入等の端数処理のため、個々の数値の合計が全体の値と一致しない場合があります。

コピー用紙購入枚数 2,032,300枚

水使用量 30,262 m³

① 用紙類（コピー用紙、プリンター用紙）の使用量を2030年度(R12)までに国の前削減目標の26%削減を目指し、2022年度(R4)～2026年度(R8)までに14.5%削減します。

コピー用紙等購入枚数 2,032,300枚 ⇒ 1,738,000枚

② 上水道の使用量を2030年度(R12)までに国の前削減目標の26%削減を目指し、2022年度(R4)～2026年度(R8)までに14.5%削減します。

水使用量 30,262 m³ ⇒ 25,874 m³

③ 電気使用量を2030年度(R12)までに40%削減を目指し、2022年度(R4)～2026年度(R8)までに22%削減します。太陽光パネル発電20Kw、蓄電池19.2Kwの容量で年間約25,000kWh自産自消しています。

電気使用量 1,587,545kWh ⇒ 1,238,285kWh

- ④ 燃料使用量 LPGの使用量を2030年度(R12)までに30%の削減を目指し、2022年度(R4)～2026年度(R8)までに16%削減、灯油の使用量を2030年度(R12)までに46%の削減を目指し、2022年度(R4)～2026年度(R8)までに25%削減します。

LPG 11,452 m³ ⇒ 9,620 m³

灯油 43,630 ℓ ⇒ 32,722 ℓ

公用車等燃料使用量 ガソリンの使用量を2030年度(R12)までに46%削減を目指し、2022年度(R4)～2026年度(R8)までに25%削減、軽油の使用量を2030年度(R12)までに75%の削減を目指し、2022年度(R4)～2026年度(R8)までに40%削減します。

ガソリン 19,948 ℓ ⇒ 14,961 ℓ

軽油 12,941 ℓ ⇒ 7,765 ℓ

2) 物品やサービスの購入にあたっての配慮事項

製品の製造段階、使用段階、廃棄までのすべての過程を考慮して、総合的に環境負荷の小さい製品やサービスの用途等適正利用を行い、環境負荷の軽減を図ります。

用紙類・文具・事務機器等

(文具・事務用品等)

- ① 国や県の調達方針、調達リストを参考に環境負荷の少ない製品や原材料等を積極的に購入し利用の拡大を図ります。

(用紙類)

- ② コピー用紙の購入にあたっては、国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）第6条の環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める総合評価が高く、古紙配合率が高い簡易包装の製品の採用に努めます。
- ③ 報告書、パンフレット、ポスター、広報紙等の印刷物には、支障がない限り再生紙を使用する。印刷物の外部発注にあたっては、使用する用紙の古紙配合率及び白色度を仕様書に明記します。

電気製品

- ① OA機器や照明機器等の電気使用機器の購入・更新にあたっては、省エネルギー型の製品を選択します。
- ② 複合機の導入を含め、コピー機、プリンター、FAXの適正台数を検討します。

公用車

- ① 公用車台数を見直し、適正な台数を検討する。公用車の購入・更新にあたっては、環境負荷の少ない自動車を選択します。

3) 物品やサービスの使用にあたっての配慮事項

それぞれの製品やサービスの用途を考慮し、適正使用、長期使用を図ることにより使用時における環境負荷の低減を図ります。

用紙類の使用

- ・コピーや印刷にあたっては、使用枚数を極力抑え、原則両面コピー、両面印刷とします。
- ・ミスコピー、印刷ミスの事前防止に努めます。
- ・コピー、印刷を行う前に内容を精査して必要最小限とします。
- ・会議資料は簡素化を図り、ページ数、部数を最小限とします。また、タブレット等の活用を考慮します。
- ・紙製品の再利用に努めます。
- ・町民への周知を目的としたチラシ等の発行は、広報紙や町公式ホームページを活用してできるだけチラシの印刷を控えます。

エネルギーの使用

(OA機器)

- ・使用していないOA機器は主電源を切るなど省エネルギーに努めます。
- ・昼休み中は、業務に支障のない範囲で電源を切ります。
- ・退庁時に身の回りの電気機器類の電源が切られているか確認します。

(空調機器)

- ・温度設定は冷房28℃、暖房19℃を目安とします。
- ・軽装（ノーネクタイや半袖シャツなど）や重ね着するなどして温度調節を工夫します。
- ・夏はブラインドやカーテンにより日射を遮り、冬は自然採光を取り入れなど温度調節を工夫します。

(照明機器等)

- ・LED照明などの、節電型の電気製品の導入・更新します。
- ・始業前や昼休みは業務に支障のない範囲で消灯します。
- ・残業時は、事務に支障のない範囲で事務室内の消灯を徹底します。
- ・ノー残業デーには、速やかな退庁に努めます。ノー残業デー以外も残業時間の削減に努めます。
- ・職員のエレベーター使用の自粛に努めます。
- ・会議室等の空調は、使用后必ず運転を停止します。
- ・屋外照明は、安全の確保に支障のない範囲で消灯、ライトダウンに努めます。

(水道の管理)

- ・ 公用車の洗車の際など，節水に努めます。
- ・ 漏水の定期点検に努めます。
- ・ 新設施設の際は，施設の規模や用途に応じて雨水利用や中水(再生水)利用設備の導入を検討します。

(公用車の管理)

① 公用車の調達

- ・ 環境にやさしい自動車の購入・リース車の導入を促進します。
- ・ 低公害車やHV車・EV車・FCV車等の検討又は導入に努めます。

② 公用車の適正使用

- ・ 公用車を用いた出張または移動にはできるだけ相乗りを実施します。
- ・ 急発進・急加速の抑制やアイドリングストップ等エコドライブを実施します。
- ・ 不要な荷物は，積まないようにします。
- ・ 経済速度で運転します。
- ・ エアコンはこまめに調節します。
- ・ タイヤ空気圧のチェックなど，適正に公用車を維持・管理します。

4) 廃棄にあたっての配慮事項

製品の長期使用などにより可能な限り廃棄物の排出削減を図ります。再利用（リユース）を推進するとともにリサイクルの確立しているものについては，リサイクルしやすい形態で排出します。

- ・ ペーパーレス化の推進に努めます。
- ・ 使用済み用紙類を可燃ごみとして処理せず，資源ごみとしてリサイクルします。
- ・ 分別回収箱等を利用し，コピー用紙，雑誌，新聞紙，段ボールなどの紙類ごみの分別回収します。
- ・ 廃棄文書は，ホチキス，クリップ等はずし，リサイクルの徹底を図ります。
- ・ 物品を購入する際，不要な包装箱など可能な限り納入業者に持ち帰ってもらいます。
- ・ シュレッダーの利用は機密文書など，必要最小限とします。

5) 建築物の整備にあたっての配慮事項

庁舎や施設の整備や維持管理にあたっては，省エネルギーや省資源に努めるとともにエネルギーや資源の合理的な利用に努め環境負荷の低減を図ります。

公共施設の新設および更新にあたっては，省エネルギー，省資源型施設の設置・導入を検討します。（太陽エネルギーなどの自然エネルギーの活用，施設の断熱性の向上，雨水の有効利用等）

第5章 推進と点検・評価

1 推進・点検体制

- ・ 実行計画の推進を図るため、各課等に推進員をおき、各課等における実施状況の把握、点検評価などを行います。
- ・ 推進員は、委員長に取組状況等の報告を行います。
- ・ 副委員長は、各課の取組状況をまとめます。
- ・ 委員は、推進員と協議し、各課の計画の策定を行います。

図 推進・点検体制図

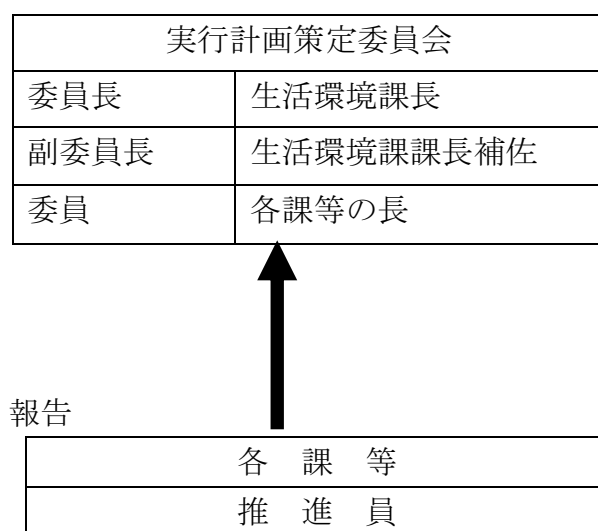
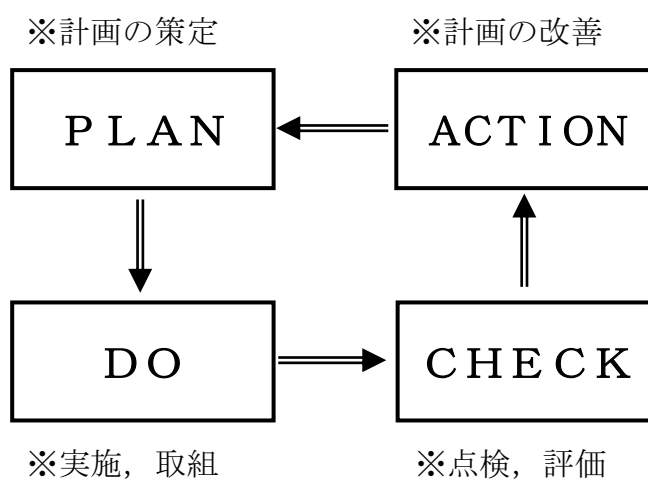


図 マネジメントサイクル



2 職員研修の推進

- ・地球温暖化防止策を講じるため、職員の環境に対する意識向上に努めます。

3 計画の点検・評価の方法

- ・生活環境課は、四半期ごとに各課等からエネルギーの使用状況等について、「温室効果ガス排出量算出のための活動量報告書」及び「温室効果ガス排出抑制取組状況チェックリスト」により報告を受け、取組状況を取りまとめて庁議において年1回報告します。また、本計画における取り組みを着実に推進し、削減目標を達成していくため、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、計画の進行管理を行います。
- ・本計画の期間中、社会情勢等に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて目標や取り組みの内容等について見直しを行います。
- ・本計画の進捗状況・実施状況については、年1回広報誌等で公表します。

4 実行計画策定委員会の創設

- ・令和3年度までは、各課から活動量の報告書等の報告を受け、広報誌等により周知しておりました。
- 令和4年度からは実行計画策定委員会を立ち上げ、温室効果ガス排出量等について、各課からの報告を基に取組・点検・改善を行います。

													所 属	
													記入者名	

(年度) 温室効果ガス排出量算出のための活動量報告書

調 査 項 目		単 位	1月	2月	3月	前年同期比	
燃料 使用量	ガソリン	ℓ					
	灯油	ℓ					
	軽油	ℓ					
	液化石油ガス (LPG)	kg					
	都市ガス	m ³					
電気使用量 (一般電気事業者)		kWh					
自動車 の 走行量	ガ ソ リ ン ・ L P G	普通・小型乗用車	km				
		軽自動車	km				
		普通貨物車	km				
		小型貨物車	km				
		軽貨物車	km				
		特殊用途車	km				
	軽 油	普通・小型乗用車	km				
		普通貨物車	km				
		特殊用途車	km				
HFC-134a	封入カーエアコン の使用(年間)	台					
コピー用紙購入枚数	A4	枚					
	A3	枚					
	B4	枚					
コピー機カウンター数		枚					
水道使用量		m ³					

※ この様式に記入する人は、推進員とする。

※ 四半期ごとにデータを収集し、委員長(生活環境課長)へ提出する。

※ 提出は、四半期の終了した翌月の末日を締め切りとする。

(年度) 地球温暖化対策実施状況チェックリスト				所 属						記入者名				
区分	項 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
用紙類の 使用	①事務用品のエコマーク等製品購入の推進													
	②会議等資料の削減													
	③リサイクルの徹底													
	④コピー機等リセットボタンの徹底													
	⑤両面コピーの徹底													
	⑥金具やホッチキス針を紙から外す													
水の使用	⑦節水に努めているか													
エネルギー の使用	⑧OA機器の電源切断 (退庁時や長時間使用しない時)													
	⑨エレベーター使用の自粛(階段の使用)													
	⑩昼休みの消灯(業務に支障の無い範囲で)													
	⑪ノー残業デーの遵守													
	⑫冷房時28℃, 暖房時19℃, 自然光・風の活用													
	⑬公用車の経済的な速度での運転													
	⑭アイドリングストップをする.急発進しない													
総合判断	⑮環境に配慮した行動													
※記入は毎月末に行う。やむを得ない場合は、翌月当初に行うものとする。														
※評価は次のとおりとする。…………… A: おおむね実施した B: 実施した割合が多い C: たまに実施できた D: ほとんど実施できなかった														
—: 該当しない(対象となる活動がなかった)														